

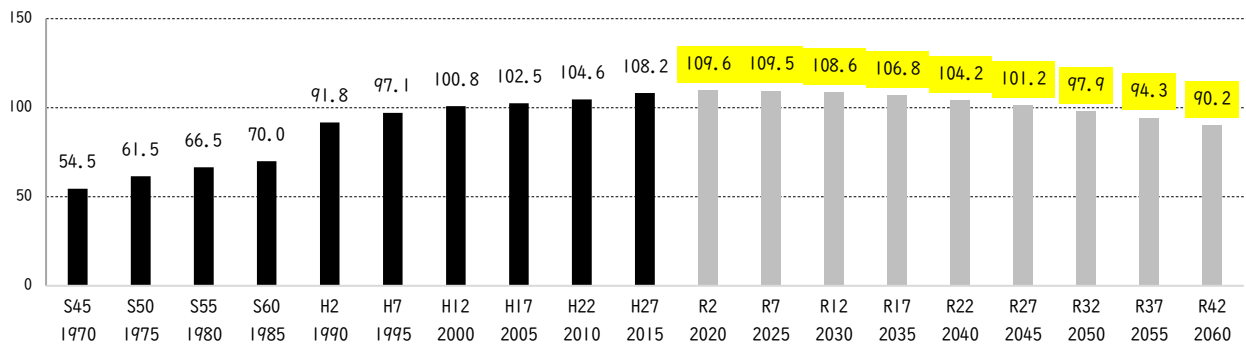
将来推計人口の変更によるごみ量の見込みについて

新たな将来推計人口（速報値）が出されたことから、以下のとおり、将来ごみ量の見込み値を修正する。

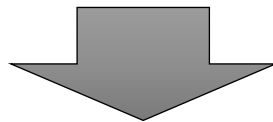
1 資料 2、18 ページ、図 13 本市における人口の推移と見込み

<修正前>

(万人)

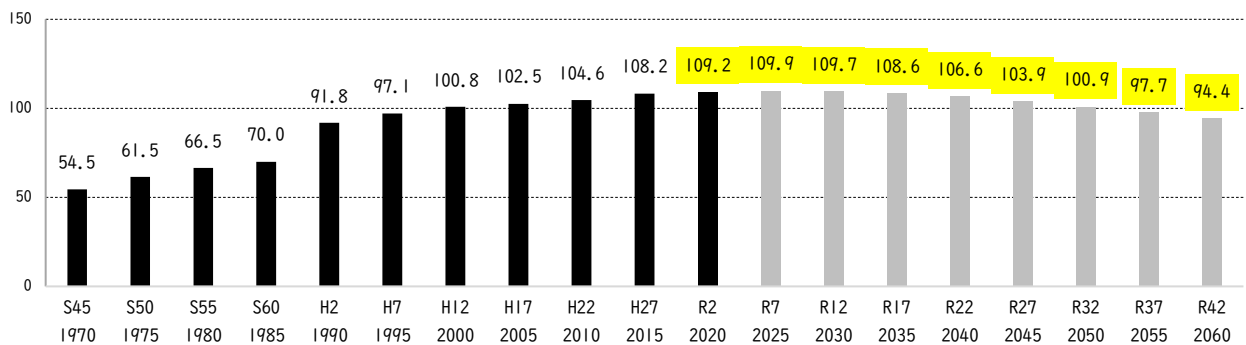


(出典) 国勢調査結果（1970-2015年）、仙台市まちづくり政策局資料（2020年以降） ※2020年以降は推計値



<修正後>

(万人)



(出典) 国勢調査結果（1970-2015年）、仙台市推計人口（2020年）、仙台市まちづくり政策局資料（2025年以降は推計値）

<資料2 18ページの修正案>

2 将来ごみ量の見通し

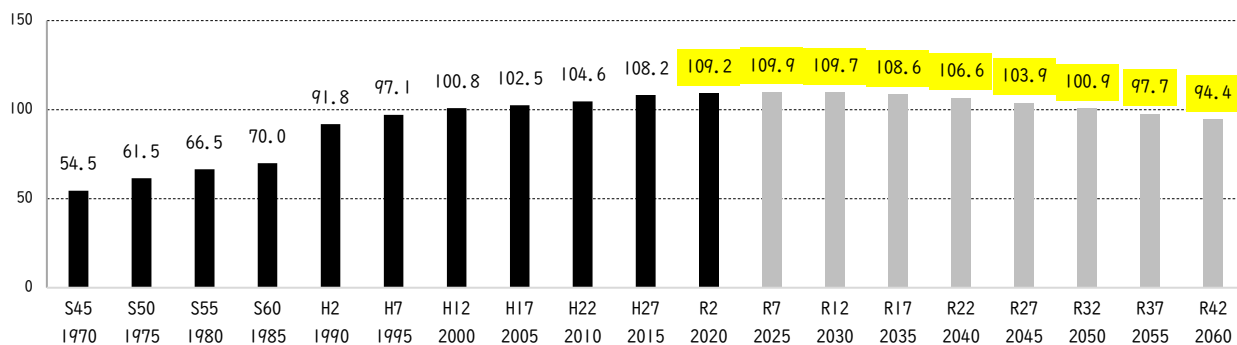
(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）頃をピークに、今後減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令指定都市に比べて低いものの、令和2年（2020年）には4人に1人が高齢者となるなど、少子高齢化の加速が懸念されます。一方、外国人住民や留学生の数が増加傾向となっています。

世帯数については、単身世帯が4割を超え増加傾向にあるなど、少子高齢化の影響もあり、今後も増加する傾向となることが予想されます。

令和2年（2020年）10月1日現在の推計人口は、約109.2万人となり、世帯数は約52.7万世帯となっています。

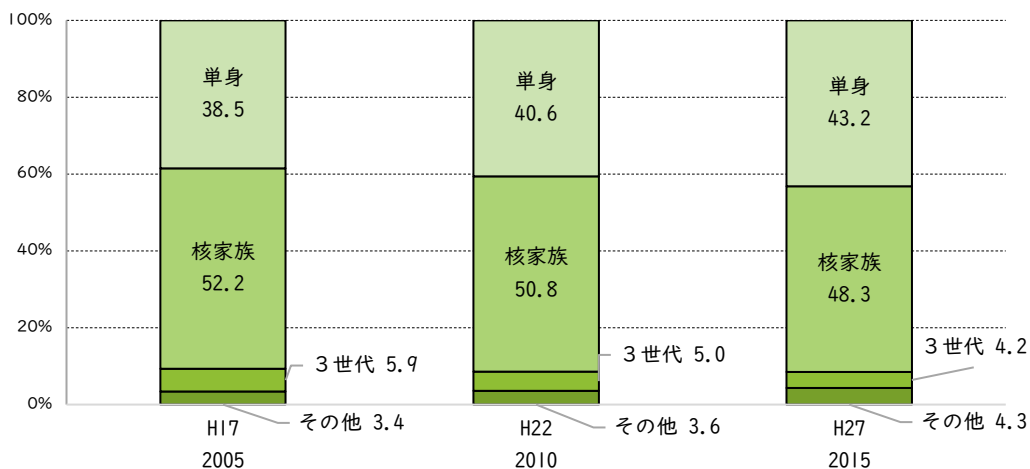
(万人)



(出典) 国勢調査結果（1970-2015年）、**仙台市推計人口（2020年）**、仙台市まちづくり政策局資料（**2025年以降推計値**）

図13 本市における人口の推移と見込み

(単位：% 全体100%として)

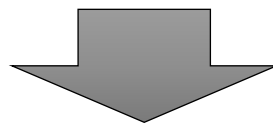
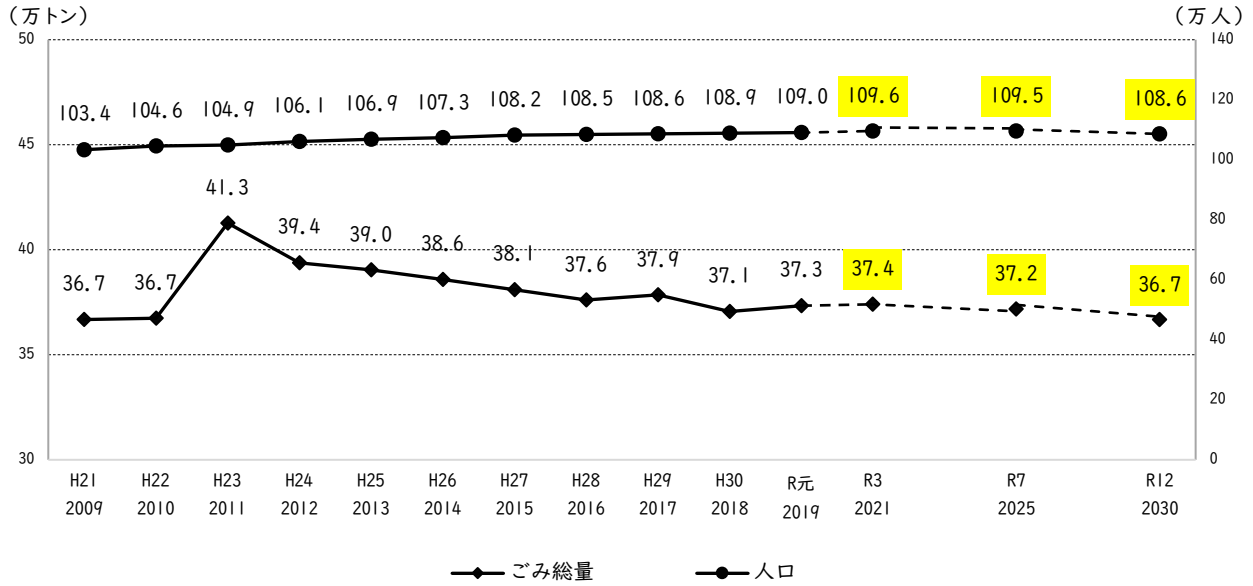


(出典) 国勢調査結果

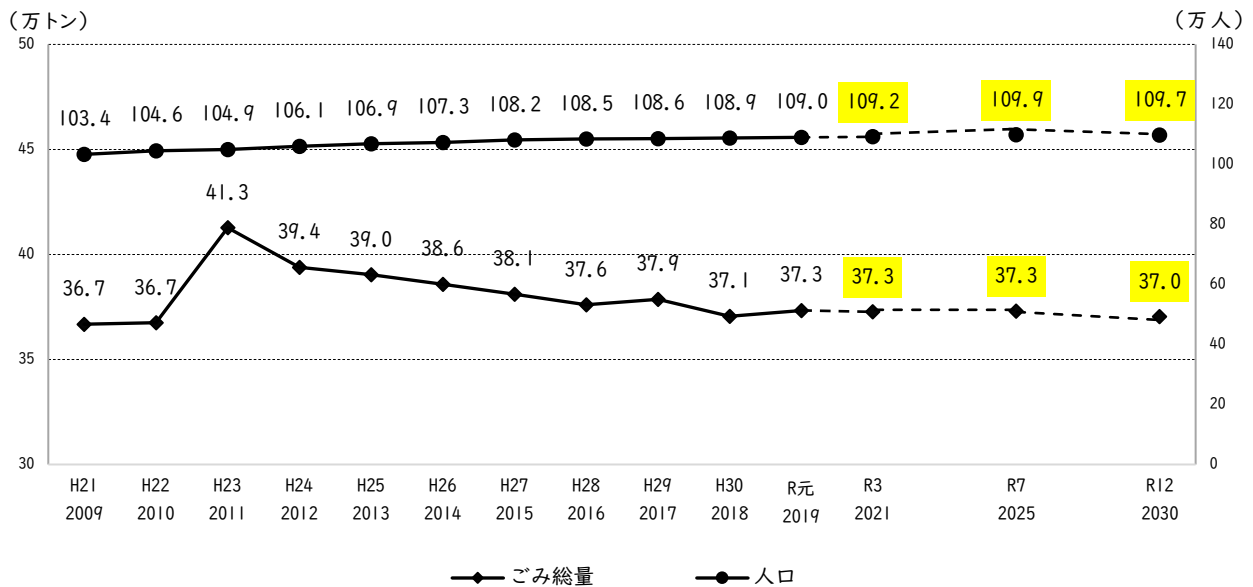
図14 世帯の家族類型別割合の推移

2 資料 2、20 ページ、図 17 予測人口と将来ごみ総量の見込み

<修正前>



<修正後>



<資料 2 20 ページの修正案>

(3) 将来ごみ量の見込み

本市の将来ごみ量は、令和元年度（2019年度）のごみ総量 373,373 トンから算出した 1 人 1 日当たりのごみ総量（グラム/人・日）を原単位とし、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの人口増減と従前からのごみ減量・リサイクル推進などの取り組みによる減量効果を加味した推計で、令和 12 年度（2030 年度）のごみ総量は **370,000 トン** と見込まれます。

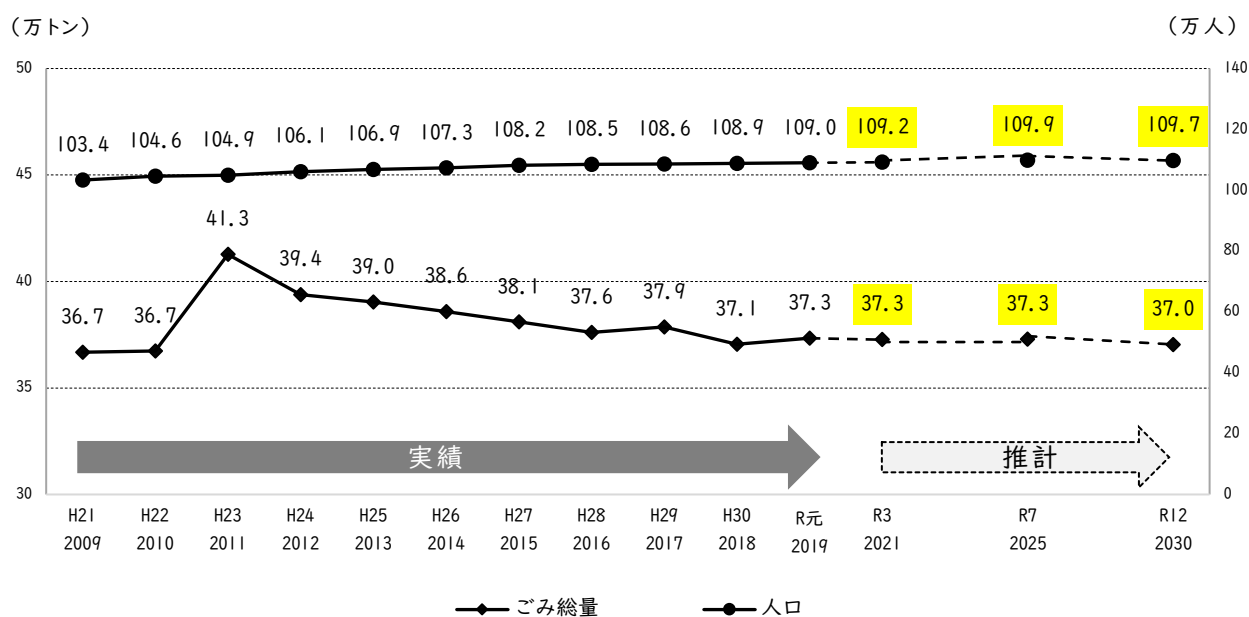


図 17 予測人口と将来ごみ総量の見込み

【コラム 2】 新型コロナウイルス感染症の流行と本計画

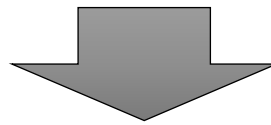
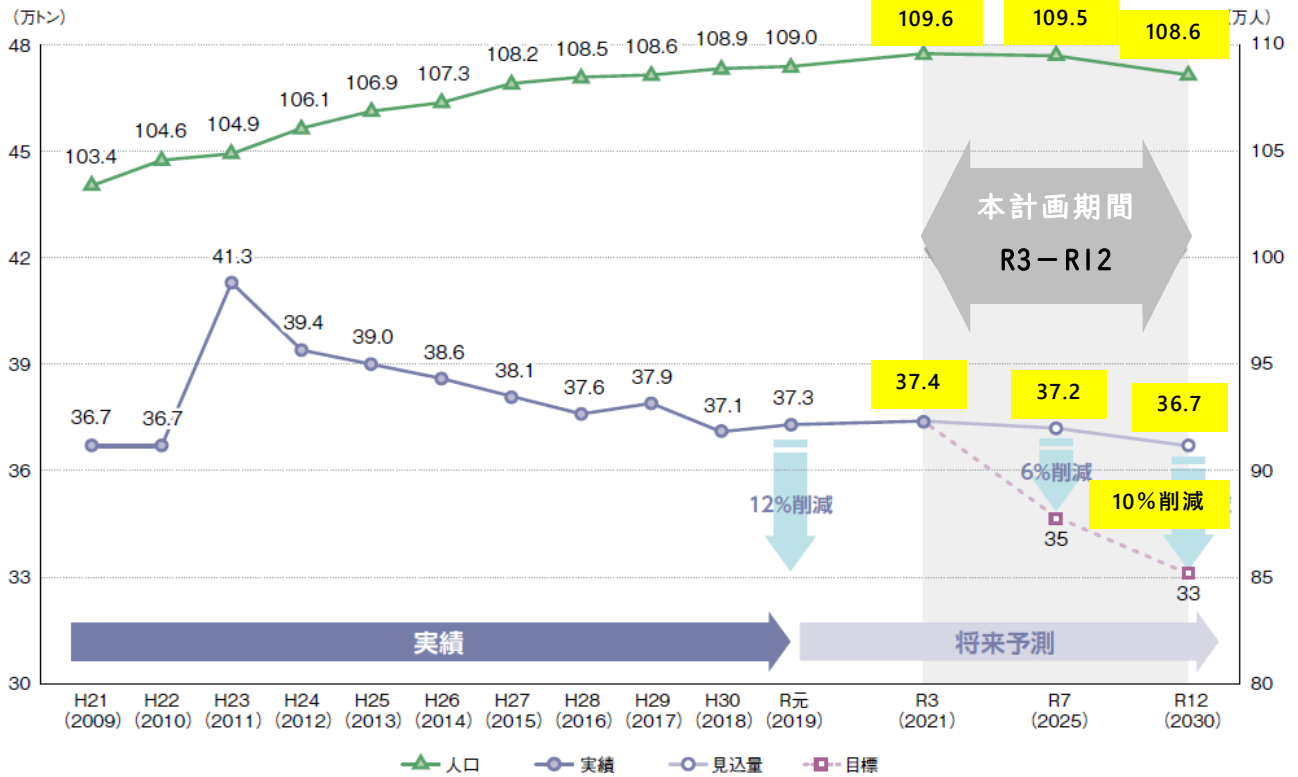
令和 2 年（2020 年）は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、外出自粛やテレワーク・ウェブ会議の普及、飲食店等の利用自粛・営業時間短縮など急激な社会経済活動の変化が起きました。こうした変化により、短期的には、生活ごみが増加し、一方で事業ごみは減少が続いています。

このように流行の収束が見通せない現段階においては、長期的な影響を予測することは困難です。

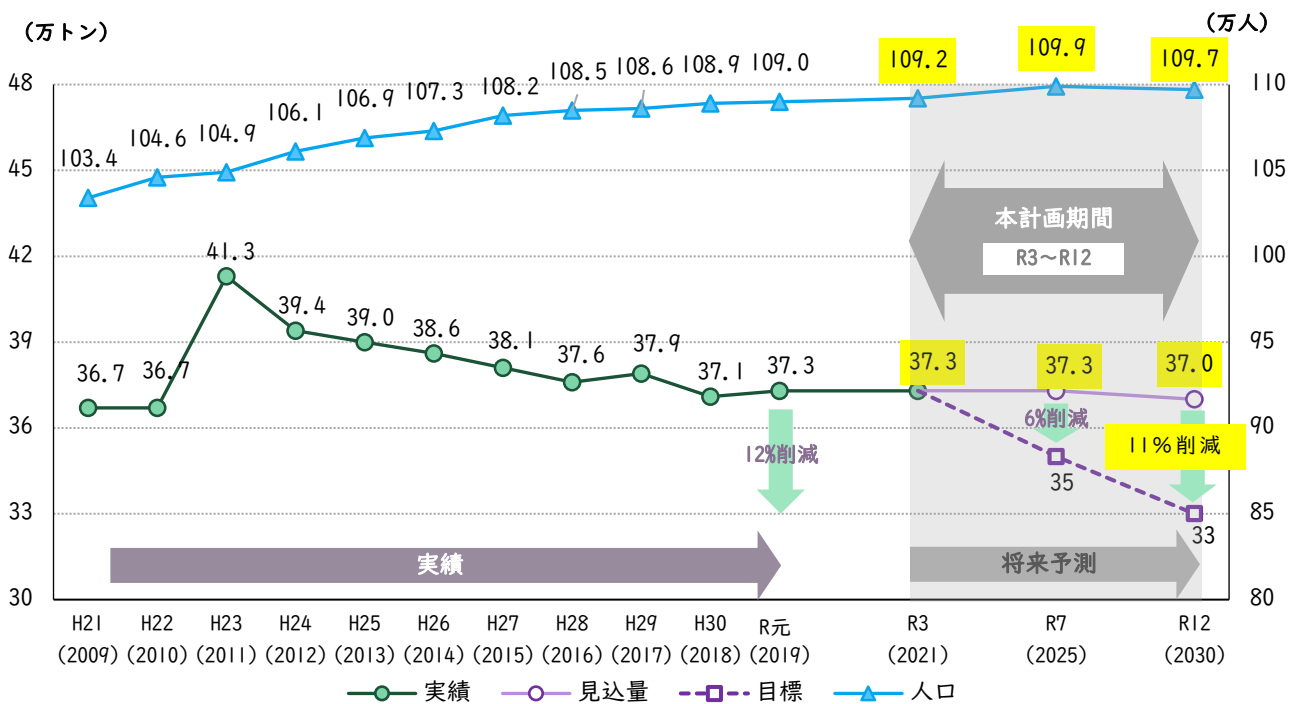
このことから、本計画では、流行前のごみ処理実績等のデータを基に将来予測を行い、目標等を設定することとしましたが、実施に当たっては、これまで以上に丁寧に社会経済活動の変化やごみの発生量・排出傾向の変動等をモニタリングし、必要な見直しを行うなど、柔軟に対応していくこととします。

3 資料 2、26 ページ、図 18 将来ごみ量の見込みと目標

<修正前>



<修正後>



<資料 2 26 ページの修正案>

2 基本目標

前章「2（3）将来ごみ量の見込み」（p20）で示すごみ総量の見込み量から、プラスチックごみや食品ロスをはじめとする発生抑制などによって、見込み量から約 11%（令和元年度（2019 年度）比で約 12%）を削減し、令和 12 年度（2030 年度）までに、ごみ総量 33 万トンを目指します。

この目標は、前計画の策定当初に設定したのもでもあり、震災によるごみ量の急増に対し市民・事業者・市が連携した取り組みを活かしながら、新たな目標の達成に向けて皆さまと共にごみ減量を一層進めてまいります。

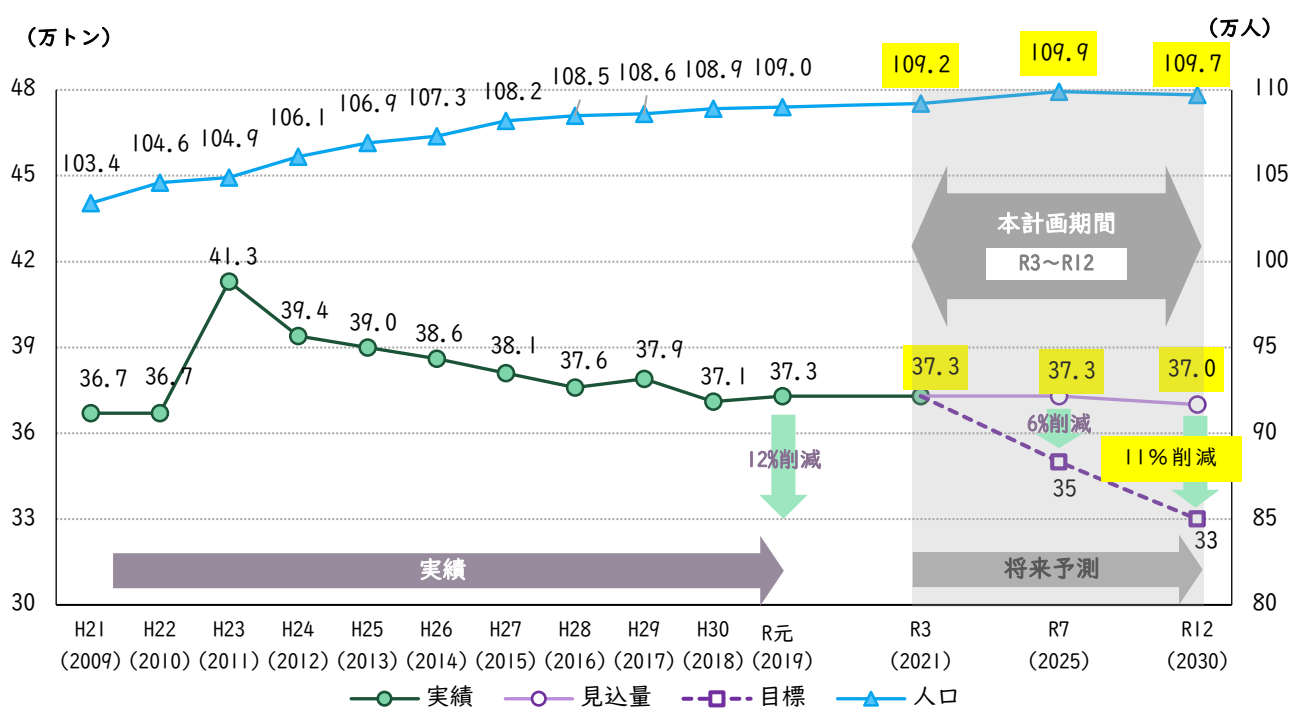


図 18 将来ごみ量の見込みと目標

(1) 基準値・目標値

令和元年度（2019 年度）の実績を基準とし、5 年後の令和 7 年度（2025 年度）を中間目標に、10 年後の令和 12 年度（2030 年度）を最終目標に定めます。

目標値については、本計画の進捗度や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。